新座市家庭保育室委託事業実施要綱に基づき市の指定を受けている家庭保育室は、こちらの点検表も作成してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **自 主 点 検 項 目** | **点 検 結 果** | **点 検 の ポ イ ン ト** |
| 第１　施設長等 | | |
| ①施設長は、次の要件を満たしていますか。  ・原則として保育士、看護師、保健師又は助産師の資格を有し、健康で乳幼児の保育に従事することができる | はい　いいえ |  |
| ②保育補助者は保育士、看護師、保健師又は助産師の資格を有し、健康で乳幼児の保育に専念できる者又は育児の経験を有し、市長が適当と認めた者ですか。 | はい　いいえ |  |
| ③保育者の数は、乳児３人に１人以上、幼児６人につき１人以上で、かつ、１家庭保育室につき２人以上となっていますか。 | はい　いいえ |  |
| ④保育者の３分の１以上は、保育士、看護師、保健師又は助産師の資格を有する者となっていますか。 | はい　いいえ |  |
| 第２　設置者の遵守事項 | | |
| ①乳幼児の健康管理及び安全衛生に細心の注意を払うとともに、付近の医師を指定していますか。 | はい　いいえ |  |
| ②災害その他非常事態に備え、必要な措置を講じていますか。 | はい　いいえ |  |
| ③乳幼児を対象とした賠償責任保険及び傷害保険に加入していますか。 | はい　いいえ | |  |  | | --- | --- | | 賠償責任  保険 | １人につき３０，０００，０００円以上 | | １事故につき３０，０００，０００円以上 | | 傷害  保険 | 死亡１，０００，０００円以上 | | 入院１日１，０００円以上 |   【必要な加入内容】 |
| ④疾病、災害その他止むを得ない事情により、乳幼児の保育を適切に行うことができなくなった場合、速やかに市長に届け出ていますか。 | はい　いいえ |  |
| ⑤交付された委託料、保護者が負担した保育料等の収入および支出を記帳し、その帳簿を５年間保存していますか。 | はい　いいえ |  |
| ⑥乳幼児の保育に関し、保育日誌等保育の経過記録を作成し、その記録を備えていますか。 | はい　いいえ |  |
| ⑦「保育所保育指針」に基づいた保育及びこれに基づく必要な助言指導に従っていますか。 | はい　いいえ |  |
| 第３　設備 | | |
| ①保育専用の部屋は１階に有し、採光及び換気が確保されていますか。 | はい　いいえ | 【２階以上に保育専用の部屋を設ける場合】  以下の基準を満たす必要がある。  ①建築基準法第２条第９号の２に規定する耐火建築物であること。ただし、保育専用室を２階に設ける場合において、乳幼児の避難に適した屋外階段又は滑り台を設けるときは、この限りではない。  ②避難口の設備を有すること。  ③保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を有すること。 |
| ②保育室の面積は、９．９㎡以上で、かつ、乳幼児１人当たり３．３㎡以上ですか。 | はい　いいえ |  |
| ③乳児及び幼児の保育を行う場所が、それぞれ区画されていますか。 | はい　いいえ |  |
| ④乳幼児の給食を行うための衛生的な給食設備を有していますか。 | はい　いいえ |  |
| ⑤敷地内又は付近の公園等に、屋外遊び場として、適当な場所を有していますか。 | はい　いいえ |  |
| 第４　保育時間等 |  |  |
| ①保育時間は、原則１日８時間としていますか。 | はい　いいえ | 〇設置者及び保護者が協議の上、伸縮することは可 |
| ②保育をしない日は、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び設置者があらかじめ定めた日となっていますか。 | はい　いいえ |  |